

様式第2号（第6条関係）

収集運搬業  
一般廃棄物 許可証  
~~処分業~~

許可番号	第 518 号
営業所（処分業にあつては処理場）の所在地又は住所	北広島市北の里471番地7
営業所（処分業にあつては処理場）の名称	協業組合 エクセル三和
事業の区分	一般廃棄物収集運搬業
営業の区域	長沼町・南幌町・由仁町
許可の有効期限	令和6年3月31日
許可条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例及び条例施行規則を遵守すること。

南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則第6条の規定により、上記のとおり許可する。

令和4年 4月 1日

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

